

# ラベルバンク新聞

発行所  
株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島 5-12-8  
新大阪ローズビル 6F  
TEL : 06-6838-7090  
FAX : 06-6838-7091  
http://label-bank.co.jp/  
support@label-bank.co.jp

## 第103号

2017年7月28日、消費者委員会食品表示部会が開催され、改正案について大筋で合意がなされました。一部の修正と前提条件付きの答申ではあるもの、おおむね、パブリックコメント募集時に公開された改正案のとおりに決まることとなります。

以下に、あらためて制度改正の概要について整理するとともに、今回の一部修正と前提条件について概要をまとめてみたいと思います。

### 改正の概要と表示例

#### 1. 義務表示の対象

対象となる食品：国内で製造又は加工された全ての加工食品（輸入品以外の全ての加工食品）を義務表示の対象とする。

対象となる原材料：製品に占める重量割合上位1位の原材料を義務表示の対象とする。また重量割合上位1位の原材料が50%未満の22食品群も原料原産地表示の対象に含む。

#### 2. 義務表示の方法

- ① 対象原材料の産地について、現行の表示方法と同様に、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示する「国別重量順表示」を原則とする。
- ② 対象原材料が加工食品の場合、中間加工原材料の「製造地」を表示する。
- ③ 原産国が3か国以上ある場合は、現行の表示方法と同様、重量割合の高いものから順に国名を表示し、3か国目以降を「その他」と表示することができる。
- ④ 「国別重量順表示」が難しい場合には、一定の条件の下で、「可能性表示」や「大括り表示」の表示を認める。

## 加工食品の原料原産地表示の拡大について 8 ～改正案が大筋了承されました～

#### (産地の表示例)

名称：ポークソーセージ(ワインナー)  
原材料名：豚肉(アメリカ)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na,K)、...

#### (製造地の表示例)

名称：清涼飲料水  
原材料名：りんご果汁(ドイツ製造)、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC

#### 3. 「国別重量順表示」が難しい場合の表示方法

(1) 「可能性表示(「又は」表示)」の表示例  
名称：ポークソーセージ(ワインナー)  
原材料名：豚肉(カナダ又はアメリカ又はその他)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na,K)、...

#### ※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

(2) 「大括り表示(「輸入」表示)」の表示例  
名称：コースラム  
原材料名：豚(コース肉(国産、輸入)、糖類(水あめ、砂糖)、食塩/調味料(有機酸等)、増粘多糖類、発色剤(亜硝酸Na)、香辛料

(3) 「大括り表示+可能性表示(「又は」表示)」の表示例  
名称：小麦粉  
原材料名：小麦(輸入又は国産)

※小麦の産地は、平成〇年の使用実績順

### 答申書に記載された意見について

以下は、2017年7月28日消費者委員会食品表示部会において提出された答申書から、「前提条件」「追加修正」についての情報をまとめたものです。

#### 【諮問された食品表示基準案を適当とする前提条件】(概要)

1. 理解度等に関する目標値を設定し、消費者と事業者への周知活動を行うこと。
2. 周知活動には、新たな普及・啓発方法も取り入れて行うこと。
3. 相談窓口の常設など、事業者の理解不足による誤表示が発生しないよう周知すること。
4. Q&Aを拡充し、事業者が制度を誤って解釈しないよう、的確な制度解説を行うこと。(特に例外要件の判断基準、根拠資料の保管ルール、行政に対する説明事項など)
5. 「周知状況を把握する調査」は、消費者のみならず事業者に対しても実施すること。
6. 食品表示に関する監視体制をより一層強化すること。
7. 別表第十五に追加する品目を選定する場合の基準を明確化し、公表すること。
8. 国別重量順表示と例外表示がどの程度の割合で存在するかを定期的に検証すること。
9. 経過措置期間終了後、理解度等に関する調査を実施し、その結果を公表すること。
10. 経過措置期間終了から2年後を目途とし、必要に応じて制度の見直しを実施すること。

#### 【諮問された食品表示基準案のうち、修正・追加を行うべき内容】(全文引用)

- (1) 第3条第2項表1の五の(ロ)  
一定期間使用割合が5パーセント未満である対象原材料の原産地について、当該原産地の

表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が5パーセント未満である旨の表示を義務付けるが、第3条第2項表1の四の規定に基づく「その他」の表示に対しては、当該表示を義務付けない。

(2) 施行期日、経過措置、今般の基準改正による原料原産地表示の対象とならない製品の範囲

施行は今回の食品表示基準の一部改正に係る公布の日からとし、経過措置期間は府令の施行の日から平成34年3月31日までとする。また、今回の食品表示基準の一部改正にかかる施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品は、従前の食品表示基準の例によりすることができる。

### まとめ

その他、答申では付帯意見としていくつか追記がなされています。義務表示が増えているのでインターネットでの表示の活用を検討するという意見や、また海外商取引への影響の懸念について、そして分かりやすい基準案とQ&Aへの要望がありました。

全体的にみたとときの大きな変更点は、「経過措置期間が平成32年3月31日から、平成34年3月31日へと延期された」点であり、その他の詳細な情報(例外表示の判断基準や根拠資料の保管ルールなど)については、Q&Aを待つて確認することになります。これで一連の検討会が終わり、この夏には正式に制度改正が施行される予定です。

実務上では、とりわけ「根拠資料の保管」がポイントになりますので、まずは手元の規格書などの情報整理と、情報管理体制の見直しを進めていくことが大切になると思います。(川合)

参照：

消費者委員会食品表示部会  
http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuninhyouju/

答申書

http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuninhyouju/doc/170728\_shiyouti.pdf

## 月刊『食品と開発』連載のお知らせ⑦

表示ミスを防ぐための食品表示実務の大切なポイント  
～内容量、消費・賞味期限、保存方法の表示～

月刊『食品と開発』8月号(UBM ジャパン株式会社)にて弊社が担当している連載のご紹介です。  
第7回目のテーマは、「内容量、消費・賞味期限、保存方法の表示」です。

これらは新しい食品表示基準への移行といった観点からすれば、旧基準からの主な変更点はありません。  
さらに表示方法の規則自体もシンプルです。  
しかし実際には、表示ミスの際の影響が大きいと言える項目ですので、ここに整理してみたいと思います。

## 1. 内容量について

- ①「特定物象量」
- ②「量目公差」
- ③「名称」と「主要面」
- ④「サイズ違いの商品」

## 2. 消費・賞味期限について

- ①年月表示と「月末」
- ②「ロット番号」等の併記
- ③「枠外」への記載
- ④「輸入品」と「印字」

## 3. 保存方法について

- ①「使用上の注意」
- ②「流通段階」の保存条件

表【名称、内容量の省略の可否の整理】(食品表示基準 Q&amp;A)

主要面への表示	一括表示部分への表示省略の可否	
	名称	内容量
名称+内容量を主要面に表示	可	可
名称のみ主要面に表示	可	不可
内容量のみ主要面に表示 (商品名が名称に代えることができない場合も同じ。)	不可	不可

ご関心のある方はぜひ書店でお買い求めください。

☐ 月刊『食品と開発』のご紹介はこちら  
[http://www.kenko-media.com/food\\_devlp/](http://www.kenko-media.com/food_devlp/)



## WEB サイトリニューアルのお知らせ

15期を迎え、WEBサイトをリニューアルいたしました。  
「分かりにくい食品表示を分かりやすく」というコピー同様、サイトもサービス内容も  
シンプルに分かりやすくを心がけました。

今後とも原材料と食品表示に関する課題解決となるようなサービスをご案内していきたい  
と思います。どうぞよろしく願いいたします。

☐ 株式会社ラベルバンク  
<http://label-bank.co.jp/>



## 今月の「お気に入り」言葉

禍福は糾える縄の如し

(ことわざ)